

| | |
|--------|------|
| 管理 No. | F049 |
|--------|------|

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:福祉部障がい福祉課
(在宅支援係 /内線:2794)

| | | |
|---------------------|----------------------------|--|
| 根拠区分 | 法律・条例 | |
| 許認可等の名称 | 医療受給者証の再交付 | |
| 処分権者 | 市長 | |
| 根拠規定 | 根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号) | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成 18 年政令第 10 号) |
| | 根拠規定条項 | 施行令第 33 条第 1 項 |
| 基準規定 | 基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号) | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (平成 18 年厚生労働省令第 19 号) |
| | 基準規定条項 | 施行規則第 48 条 |
| | 審査基準 | 市町村等は、医療受給者証を破り、汚し、又は失った支給認定障害者等から、支給認定の有効期間内において、医療受給者証の再交付の申請があったときは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 33 条第 1 項で定めるところにより、医療受給者証を交付する。 |
| 標準処理期間 (経由機関の日数) | | |
| 本票の作成日 | 平成 29 年 2 月 3 日作成 | |
| 更新履歴(更新日) | 改正沿革 平成 年 月 日改正 | |

審査基準(裏面追加)

| | 基準内容 |
|-------------|------|
| 審査基準等 補足 | |